

資 料

1. 地方独立行政法人 奈良県立病院機構の設置について・・・ 1

2. 病床配分後の状況について・・・・・・・・ 7

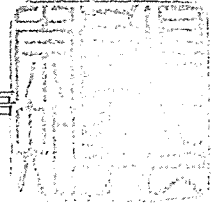
3. 地域医療構想（地域医療ビジョン）等について・・・・・・・・ 11

4. 医療計画で定めた数値目標に関わる取組と課題・・・・・・・・ 21

地医第203号
平成26年3月26日

奈良県医療審議会
会長 吉岡 章 様

奈良県知事 荒井 正吾



地域医療支援病院の承認について

このことについて、下記の病院に対して、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項の規定により地域医療支援病院の承認を行うにあたり、同法第4条第2項の規定に基づき医療審議会の意見を求めます。

記

1. 開設者	地方独立行政法人奈良県立病院機構 理事長 榊 壽右	
2. 病院の名称	奈良県総合医療センター	奈良県西和医療センター
3. 病院の所在地	奈良市平松町1-30-1	生駒郡三郷町三室1-14-16

地域医療支援病院制度について

趣旨

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認している。

役割

- 紹介患者に対する医療の提供
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

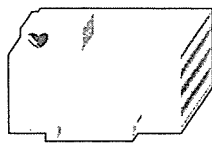
承認要件

- 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 紹介患者中心の医療を提供していること
 - ① 紹介率80%を上回っていること(紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。)
 - ② 紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること
 - ③ 紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する研修を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること等

※承認を受けている病院(平成24年11月1日現在)…439病院

地域医療支援病院

- 原則として、いわゆる紹介外来制を実施。
- 24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を実施。このため、集中治療室等の整備、救急用自動車等の配備、通常の当直体制のほかに医師等を確保。
- 地域の医師会等医療関係団体の代表、都道府県・市町村の代表、学識経験者等で構成する委員会を開催し、病院運営等について審議。



地域医療の確保を支援

協議会への参画

地域医療対策協議会を設置し、医師確保対策等を定め、公表



都道府県・保健所

- 地域医療体制の確保
- 医療機関の選択に資する情報の提供を支援
- 地域保健に関する思想の普及・向上

患者の意思を確認した上で紹介を推進

- 地域の医療従事者の資質向上のための研修を実施
- 在宅医療の支援(提供者間の連携の支援、在宅医療に関する情報の提供など)

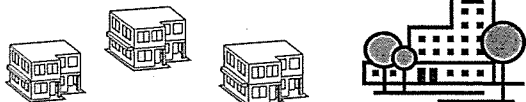
機能分化・連携

- ・患者の紹介
- ・医療機器、病床等の共同利用

・居宅等での療養の支援(在宅医療に関する情報の提供など)

- ・かかりつけ医等からの紹介受診
- ・救急受診

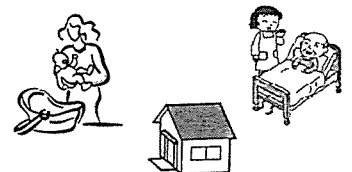
他の病院・診療所等



- 患者に、より身近な地域での医療の提供

・一般的な入院診療、外来診療、往診、訪問診療等

患者・地域住民



- 国民自らの健康の保持増進のための努力

地域医療支援病院承認に係る審査概要

法：医療法（昭和23年法律第205号）

規則：医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

告示：厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成10年厚生省告示105号）

申請者	奈良県知事 荒井正吾	病院名	奈良県総合医療センター（奈良市平松1-30-1）
項目	承認基準等	申請内容	判定等
1. 開設者 (法第4条第1項、告示)	①国 ②都道府県 ③市町村 ④特別医療法人 ⑤公的医療機関 ⑥医療法人 ⑦民法法人（社団・財団） ⑧学校法人 ⑨社会医療法人 ⑩独立行政法人労働者健康福祉機構 ⑪保険医療機関であるエイズ治療の拠点病院 ⑫保険医療機関である地域がん診療拠点病院	②に該当：地方独立行政法人 ※地方独立行政法人施行令第13条第1項第2号に基づく	適
2. 紹介率 (①から③までのいずれか) (法第4条第1項第1号) (法第16条の2第1項第6号) (規則第9条の16第6号)	①紹介率が80%を上回ること(但し、60%以上80%未満の病院は、80%以上にするための2年間の計画作成が必要) ②紹介率が60%を上回り、かつ、逆紹介率が30%を上回ること。 ③紹介率が40%を上回り、かつ、逆紹介率が60%を上回ること。	③に該当 紹介率52.3% ((I+II)/III) 逆紹介率74.4% (IV/III) ※平成24年度実績 I 紹介患者数 7,571人 II 救急患者数 990人 III 初診患者数 16,371人 IV 逆紹介患者数 12,174人	適
3. 共同利用 (法第4条第1項第1号) (法第16条の2第1項第1号) (規則第9条の16第1号)	①共同利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること ②共同利用の対象となる建物、設備等の範囲をあらかじめ定めること ③共同利用に関する情報を、地域の医療従事者に対し提供すること ④共同利用のための専用の病床を常に確保すること	・ 県立奈良病院施設共同利用運営規程 ・ 担当者(地域医療連携室) ・ 179医療機関登録(奈良医療圏) ・ 共同利用病床(7床)	適
4. 救急医療 (法第4条第1項第2号) (法第16条の2第1項第2号) (規則第9条の16第2号)	①重傷の救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること ②救急患者を円滑に受け入れる体制を確保すること	・ 3次救急 ・ 2次救急(救急告示) ・ 救命救急センター(医師12人、看護師54人、薬剤師3人、放射線技師3人、中検技師3人、他2人) ・ 専用病床(8床)	適

5. 研修 (法第4条第1項第3号) (法第16条の2第1項第3号) (規則第9条の16第3号)	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行うこと	・前年度研修実績 4,466人(うち院外763人) ・教育責任者 副院長 ・施設：会議室	適
6. 病床数 (法第4条第1項第4号) (規則第6条の2)	200床以上(但し、知事が必要と認められた場合を除く。)	一般430床 本院 400床 救命救急センター 30床	適
7. 構造設備 (法第4条第1項第5号) (規則第21条の5)	法第21条第1項の規定により病院が有しなければならない施設(診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所等)の他、以下の施設を有すること		
	集中治療室(法第22条第1号)	有(8床)	適
	化学、細菌及び病理検査施設 (法第22条第4号)	有	適
	病理解剖室(法第22条第5号)	有	適
	研究室(法第22条第6号)	有	適
	講義室(法第22条第7号)	有(2室・収容人員150人)	適
	図書室(法第22条第8号)	有(蔵書10,000冊程度)	適
	救急用又は患者輸送用自動車 (法第22条第9号)	有(1台)	適
	医薬品情報管理室(法第22条第9号)	有	適
8. 諸記録 (法第16条の2第1項第4号) (法第16条の2第1項第5号) (規則第9条の16第5号) (規則第9条の17) (規則第9条の18)	保存・管理 諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定めること	管理責任者 医事課長 管理担当者 医事課係長	適
	閲覧 閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定めること	閲覧責任者 総務課長 閲覧担当者 総務課係長 閲覧場所 診療記録 (医事課執務室) その他の記録 (総務課執務室)	適
9. 委員会 (法第16条の2第1項第7号) (規則第9条の19)	当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成される委員会を設置すること	有 奈良市医師会(3)、県歯科医師会(1)、奈良市薬剤師会(1)、奈良市消防局(1)、奈良市保健所(1)、県(1)、病院(4)	適
総合所見	法令及び厚生労働省局長通知で示されている体制等の要件に適合している。		

地域医療支援病院承認に係る審査概要

法：医療法（昭和23年法律第205号）

規則：医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

告示：厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成10年厚生省告示105号）

申請者	奈良県知事 荒井正吾	病院名	奈良県西和医療センター（三郷町三室1-14-16）
項目	承認基準等	申請内容	判定等
1. 開設者 (法第4条第1項、告示)	①国 ②都道府県 ③市町村 ④特別医療法人 ⑤公的医療機関 ⑥医療法人 ⑦民法法人(社団・財団) ⑧学校法人 ⑨社会医療法人 ⑩独立行政法人労働者健康福祉機構 ⑪保険医療機関であるエイズ治療の拠点病院 ⑫保険医療機関である地域がん診療拠点病院	②に該当：地方独立行政法人 ※地方独立行政法人施行令第13条第1項第2号に基づく	適
2. 紹介率 (①から③までのいずれか) (法第4条第1項第1号) (法第16条の2第1項第6号) (規則第9条の16第6号)	①紹介率が80%を上回ること(但し、60%以上80%未満の病院は、80%以上にするための2年間の計画作成が必要) ②紹介率が60%を上回り、かつ、逆紹介率が30%を上回ること。 ③紹介率が40%を上回り、かつ、逆紹介率が60%を上回ること。	②に該当 紹介率66.1% ((I+II)/III) 逆紹介率77.8% (IV/III) ※平成24年度実績 I 紹介患者数 7,578人 II 救急患者数 467人 III 初診患者数 12,178人 IV 逆紹介患者数 9,477人	適
3. 共同利用 (法第4条第1項第1号) (法第16条の2第1項第1号) (規則第9条の16第1号)	①共同利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること ②共同利用の対象となる建物、設備等の範囲をあらかじめ定めること ③共同利用に関する情報を、地域の医療従事者に対し提供すること ④共同利用のための専用の病床を常に確保すること	・開放型病床利用規定 ・担当者(地域医療連携室長) ・150医療機関登録(西和医療圏) ・共同利用病床(5床)	適
4. 救急医療 (法第4条第1項第2号) (法第16条の2第1項第2号) (規則第9条の16第2号)	①重傷の救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること ②救急患者を円滑に受け入れる体制を確保すること	・二次救急(救急告示) ・重症救急患者の受入に対応できる医療従事者(医師18人) ※内科・循環器内科・消化器内科、小児科 ・脳神経外科 ・優先的に使用できる病床(2床) ・専用病床(4床)	適

5. 研修 (法第4条第1項第3号) (法第16条の2第1項第3号) (規則第9条の16第3号)	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行うこと	・前年度研修実績 2,868人(うち院外328人) ・教育責任者: 副院長 ・施設: 大小会議室、研究室	適
6. 病床数 (法第4条第1項第4号) (規則第6条の2)	200床以上(但し、知事が必要と認めた場合を除く。)	一般300床	適
7. 構造設備 (法第4条第1項第5号) (規則第21条の5)	法第21条第1項の規定により病院が有しなければならない施設(診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所等)の他、以下の施設を有すること		
	集中治療室(法第22条第1号)	有(9床)	適
	化学、細菌及び病理検査施設 (法第22条第4号)	有	適
	病理解剖室(法第22条第5号)	有	適
	研究室(法第22条第6号)	有	適
	講義室(法第22条第7号)	有(2室・収容人員100人)	適
	図書室(法第22条第8号)	有(蔵書16,700冊程度)	適
	救急用又は患者輸送用自動車 (法第22条第9号)	有(1台)	適
医薬品情報管理室(法第22条第9号)	有	適	
8. 諸記録 (法第16条の2第1項第4号) (法第16条の2第1項第5号) (規則第9条の16第5号) (規則第9条の17) (規則第9条の18)	保存・管理 諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定めること	管理責任者 病院長 管理担当者 医事課長 地域医療連携室長	適
	閲覧 閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定めること	閲覧責任者 病院長 閲覧担当者 医事課長 地域医療連携室長 閲覧場所 会議室他	適
9. 委員会 (法第16条の2第1項第7号) (規則第9条の19)	当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成される委員会を設置すること	有 生駒地区医師会(1)、北葛城地区医師会(1)、県歯科医師会(2)、県薬剤師会(1)、西和消防組合(1)、県(1)、県郡山保健所(1)、病院(4)	適
総合所見	法令及び厚生労働省局長通知で示されている体制等の要件に適合している。		

病床配分後の状況について

○生駒市立病院：(新規開設)

- ・平成22年12月15日に病院開設許可（一般210床）を受けた。開院時期は、入札不調による建設工事の再入札により、平成27年3月から3ヶ月延び、平成27年6月となる予定。
- ・病院建設工事は昨年9月に着工し、今年3月末で地下部分の掘削が終了する見込みで、発注当初の予定どおり進んでいる。

○医療法人和幸会 阪奈中央病院：(増床)

- ・平成25年11月12日に増床に係る病院開設許可（一般56床）を受けた。開院時期は、平成26年4月1日の予定。
- ・小児科については、平成25年4月から外来を開始し、小児科2次輪番は平成26年12月中に参加予定。
- ・現在も、第2水曜日を除く水曜日に小児科当直を行っている。

○登美ヶ丘リハビリテーション病院：(新規開設)

- ・平成25年8月30日に病院開設許可（療養122床）を受けた。開院時期は、建築場の土地区画整理事業の遅れにより平成26年4月から2ヶ月延び、平成26年6月の予定。

○奈良リハビリテーション病院：(新規開設)

- ・平成25年8月1日に病院開設許可（一般34床、療養77床）を受けた。開院時期は、当初計画150床に対し、111床の病床配分であったため設計変更により時間を要し、平成26年4月から3ヶ月延び、平成26年7月の予定。

○平成まほろば病院：(新規開設)

- ・平成25年9月6日に病院開設許可（療養69床）を受けた。開院時期は、69床を先行して平成26年6月1日に開院し、残り47床（療養47床）は平成26年7月1日の予定。
- ・関連病院の平成記念病院において、予定どおり平成26年6月1日より新たに年間救急搬送1,000件以上の受入を行う。

○(仮称)医療法人藤井会 香芝生喜病院：(新規開設)

- ・開院時期は、平成29年4月の予定で、平成26年3月28日に用地取得契約を行うことになっている。また、香芝市など関係機関と調整を進めている。
- (一般191床、療養50床)

○医療法人中野産婦人科新大宮：(新規開設)

- ・開院時期は、融資承認及び工事準備に予定より時間を要したことにより、平成25年11月から5ヶ月延び、平成26年4月の予定。(一般16床)

東朋香芝病院診療報酬不正請求等に関わる訴訟の状況について

1. 県に対する訴え（原告：医療法人 医仁会）

（1）経緯

平成24年12月21日 医療法人医仁会が医療法人気象会から東朋香芝病院の事業譲渡を受けたいとして事前協議書を持参したが、県は受け取りを拒否。

平成25年 3月27日 医療法人医仁会が病院開設許可申請書を持参したが、県は受け取りを拒否。

（2）第1審（奈良地方裁判所）

①提訴（平成25年6月14日）

請求内容 ・ 平成25年3月27日付け病院開設許可申請につき何らの処分をしないことは違法であることを確認する。
・ 同病院開設許可申請に対する病院開設許可処分をせよ。

②口頭弁論

第1回 平成25年 7月11日

第2回 平成25年 8月27日（結審）

③判決（平成25年10月31日）

判決内容 ・ 原告の請求をいずれも棄却する。

判決理由 ・ 原告が県の行政指導を拒絶する旨を明示していることを考慮しても、県が原告に対して本件申請に対して処分をせず、協議その他の行政指導を行うことは社会通念上合理的なものと認められ、このような協議の必要性がないとは解されない。等

（3）控訴審（大阪高等裁判所）

①提訴（平成25年11月7日）

請求内容 ・ 原判決を取り消せ。
・ 処分行政庁が、病院開設許可申請について、何らの処分もしないことが違法であることを確認する。
・ 処分行政庁は、病院開設許可申請に係る病院の開設を許可する旨の処分をせよ。

②口頭弁論

第1回 平成26年 2月14日

第2回 平成26年 3月26日（予定）

③控訴取下げ

平成26年 3月 6日 控訴人の都合により控訴の全部について取下げ

（4）仮の義務付けの申立て

①申立て（奈良地方裁判所）（平成25年8月16日）

申立内容 ・ 病院開設許可申請に対する仮の病院開設許可処分をせよ。

②決定（平成25年9月30日）

- 決定内容 ・ 申し立てを却下する。
決定理由 ・ 本件申請に対する許可処分がされないことによって申立て人が被る不利益が償うことのできない損害に該当するとは認められない。等

③即時抗告（大阪高等裁判所）（平成25年10月9日）

- 抗告内容 ・ 原決定を取り消し、病院開設許可申請に対する仮の病院開設許可処分をせよ。

④即時抗告に対する決定（平成26年1月15日）

- 決定内容 ・ 抗告を棄却する。
決定理由 現決定の理由に補足し、
・ 執行停止により一時的にせよ気象会が東朋香芝病院を運営することが担保されている以上、重ねて本件申請について許可処分をすべき緊急の必要性があるとはいえない。等

2. 近畿厚生局に対する訴え（原告：医療法人 気象会）

（1）経緯

平成25年 6月20日 近畿厚生局長が医療法人気象会東朋香芝病院に対し、保健医療機関の指定を平成25年10月1日をもって取り消す旨の処分を実施。

（2）第1審（大阪地方裁判所）

①提訴（平成25年6月27日）

請求内容 ・ 平成25年6月20日付けでした東朋香芝病院の保健医療機関の指定を同年10月1日をもって取り消す旨の処分を取り消せ。

②口頭弁論

第1回 平成25年 9月 2日
第2回 平成25年11月 7日
第3回 平成26年 1月22日
第4回 平成26年 4月23日（予定）

（3）執行停止の申立て

①申立て（大阪地方裁判所）（平成25年6月27日）

申立内容 ・ 東朋香芝病院の保健医療機関の指定を平成25年10月1日をもって取り消す旨の処分の効力は、本案判決が確定するまで停止することを求める。

②決定（平成25年8月15日）

決定内容 ・ 平成25年6月20日付けでした東朋香芝病院の保健医療機関の指定を同年10月1日をもって取り消す旨の処分の効力は、第1審判決言い渡し後60日が経過する日まで停止する。

